

第四十四回帝國議會 請願委員會會議錄(速記)第六回

會議

大正十年三月十二日午前十一時五分開議

出席委員左ノ如シ

- 植場 平君 坂本素魯哉君 中島 守利君
- 野村勘左衛門君 河上 哲太郎君 木村清三郎君
- 西澤 定吉君 宮崎友太郎君 齋藤鷺太郎君
- 伊坂秀五郎君 高野 毅君 菊川 惣吉君
- 福井 甚三君 吉良 元夫君 飯島 信明君
- 若林 德懋君 岡田伊太郎君 佐藤寅太郎君
- 長谷川宗治君 高橋長七郎君 宇野 勇作君
- 石川 玄三君 手島 敏司君 重松 重治君
- 三浦得一郎君 香川 保忠君 出口 直吉君
- 門屋 尚志君 田中 武雄君 淺川 浩君
- 清水留三郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

砂田 重政君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

- 第一分科ノ所管ニ屬スルモノ
 - 一 朝鮮ニ於ケル辯護士資格附與ノ件(文書表第二五九八號)
 - 二 朝鮮忠清南道江景水道敷設ノ件(文書表第二四六一號)
 - 三 明治四十三年三月以前ニ於ケル退職若ハ死亡文官ノ恩給並遺族扶助料増額ノ件(文書表第二五四六號)(直接總會)
 - 四 府中稅務署復舊ノ件(文書表第一八九三號)
 - 五 石油輸入關稅廢止ノ件(文書表第一七二六號)
 - 六 國ノ府縣稅徵收交付金增加ノ件(文書表第二二二一號)
 - 七 黑石稅務署復舊ノ件(文書表第二四四六號)
 - 八 貸家賃所得稅免除ノ件(文書表第二五〇九號)
 - 九 燐寸原料課稅反對ノ件(文書表第二四五二號、第二五三〇號)
- 一〇 片會根村ニ葉煙草收納取扱所設置ノ件(文書表第二四五三號)
- 第二分科ノ所管ニ屬スルモノ
 - 一 仁德神宮奉齋ノ件(文書表第二三九八號)
 - 二 明治記念日本大公國國立ノ件(文書表第二二四八號)

三 太陽曆厲行ノ件(文書表第二五〇七號) 僧侶其ノ他諸宗教師ニ各種ノ被選舉權附與ノ件(文書表第二三二〇號乃至第二三六五號、第二四八七號乃至第二四九〇號)(直接總會)

五 小學校教員ニ各種議員被選舉權附與ノ件(文書表第二四四七號、第二四九六號)(直接總會)

六 町村吏員退隱料及遺族扶助料國庫補助ノ件(文書表第二二二二號、第二二二三號)(直接總會)

七 市町村有給吏員優遇ノ件(文書表第二二一九號)

八 郡制廢止ノ件(文書表第二二一八號、第二六一〇號)

九 大淀川修築ノ件(文書表第二二一六號) 三國港開港ノ件(文書表第二二四〇號) 津居山港修築ノ件(文書表第二二五七號)

一二 未成年者ニ政談演說傍聽ヲ禁止スルノ法律案ヲ廢止スルノ件(文書表第一六五三號) 按摩術ヲ盲人ノ專業ト爲スノ件(文書表第二二五〇號)(直接總會)

一四 按摩術營業取締規則ニ關スル件(文書表第二二四四號)

一五 治安警察法中改正ノ件(文書表第二四五八號、第二四九九號)

一六 醫藥分業ノ件(文書表第二二二一號、第二二二九號、第二二三六七號、第二二三八八號、第二二四一〇號、第二二四八五號、第二二四九三號、第二二五三五號)(直接總會)

一七 有價證券現物市場設置ノ件(文書表第二二二三六號)(直接總會)

一八 食養日誌ニ關スル件(文書表第二三三三號) 寶釜蓋給付ニ關スル件(文書表第二三三八二號)

二〇 食糧制限令制定ノ件(文書表第二三三四號) 賣藥配伍藥品範圍擴張ノ件(文書表第二二五三九號)

二二 肥料官營ニ關スル件(文書表第一七四二號) 蠶種專賣法制定ノ件(文書表第二二三四號) 第三

二二六九號乃至第二二七六號、第二五〇一號乃至第二五〇五號、第二五二八號、第二五二九號)(直接總會)

二四 帝國蠶絲株式會社補助ノ件(文書表第二四八六號)(直接總會)

二五 蠶絲業救濟ノ件(文書表第二五〇八號) 林政ニ關スル件(文書表第一九三五號)

二七 國有林野放牧ニ關スル件(文書表第二四三八號) 廣尾港修築ノ件(文書表第二四五四號)

二九 枝幸漁港修築ノ件(文書表第二四五六號) 第三分科ノ所管ニ屬スルモノ

一 武藏野村境ニ郵便局設置ノ件(文書表第一八九二號)

二 根兩郵便局ニ特設電話交換並通話事務開始ノ件(文書表第二二四二號)

三 八丈島樫立村ニ無集配郵便局設置ノ件(文書表第二二四九號)

四 穎娃村上別府青戸ニ無集配郵便局設置ノ件(文書表第二二五五號)

五 滑川町ニ無集配郵便局設置ノ件(文書表第二三六六號)

六 五條、新宮間ニ電話架設ノ件(文書表第二三七八號)

七 誕生寺郵便局ニ集配事務開始ノ件(文書表第二三九九號)

八 羽地村字仲尾次、大宜味村、國頭村役場所在地間電信架設ノ件(文書表第二三八五號) 杉田村ニ郵便局設置ノ件(文書表第二四三四號)

一〇 旭村ニ集配郵便局設置ノ件(文書表第二四四八號) 御返地村ニ集配郵便局設置ノ件(文書表第二四五一號) 七栗村ニ集配郵便局設置ノ件(文書表第二四九五號) 種市、侍濱、久慈湊、三日町ノ各郵便局ニ電信架設ノ件(文書表第二五〇〇號)

- 一四 阿蘇野村ニ集配郵便局設置ノ件(文書表第二五〇六號)
- 一五 下加茂郵便局ニ電信、電話架設ノ件(文書表第二五三六號)
- 一六 永渡郵便局ニ集配事務開始ノ件(文書表第二五三七號)
- 一七 福榮郵便局ニ電信、電話架設ノ件(文書表第二五九九號)
- 一八 福岡郵便局ニ電話架設ノ件(文書表第二六〇〇號)
- 第四分科ノ所管ニ屬スルモノ
- 一 村岡區裁判所出張所復活ノ件(文書表第二一三三號)
- 二 田川郡ニ區裁判所新設ノ件(文書表第二二三五號)
- 三 杉戸町ニ登記所新設ノ件(文書表第二二三八號)
- 四 野邊地區裁判所復活ノ件(文書表第二二三八〇號)
- 五 相馬町ニ登記所新設ノ件(文書表第二四九四號)
- 六 大坂村ニ掛川區裁判所出張所新設ノ件(文書表第二五三一號)
- 七 義務教育費國庫負擔額増加ノ件(文書表第二二二〇號、第二二二一號、第二二二二號、第二二二三號、第二二二四號、第二二二五號、第二二二六號、第二二二七號、第二二二八號、第二二二九號、第二二三〇號、第二三一九號、第二四〇〇號、第二四〇一號、第二四〇二號、第二四〇三號、第二四〇四號、第二四〇五號、第二四〇六號、第二四〇七號、第二四〇八號、第二四〇九號、第二四一〇號、第二四一一號、第二四一二號、第二四一三號、第二四一四號、第二四一五號、第二四一六號、第二四一七號、第二四一八號、第二四一九號、第二四二〇號、第二四二一號、第二四二二號、第二四二三號、第二四二四號、第二四二五號、第二四二六號、第二四二七號、第二四二八號、第二四二九號、第二四三〇號、第二四三一號、第二四三二號、第二四三三號、第二四三四號、第二四三五號、第二四三六號、第二四三七號、第二四三八號、第二四三九號、第二四四〇號、第二四四一號、第二四四二號、第二四四三號、第二四四四號、第二四四五號、第二四四六號、第二四四七號、第二四四八號、第二四四九號、第二四五〇號、第二四五一號、第二四五二號、第二四五三號、第二四五四號、第二四五五號、第二四五六號、第二四五七號、第二四五八號、第二四五九號、第二四六〇號、第二四六一號、第二四六二號、第二四六三號、第二四六四號、第二四六五號、第二四六六號、第二四六七號、第二四六八號、第二四六九號、第二四七〇號、第二四七一號、第二四七二號、第二四七三號、第二四七四號、第二四七五號、第二四七六號、第二四七七號、第二四七八號、第二四七九號、第二四八〇號、第二四八一號、第二四八二號、第二四八三號、第二四八四號、第二四八五號、第二四八六號、第二四八七號、第二四八八號、第二四八九號、第二四九〇號、第二四九一號、第二四九二號、第二四九三號、第二四九四號、第二四九五號、第二四九六號、第二四九七號、第二四九八號、第二四九九號、第二五〇〇號)
- 八 小學校教員俸給國庫支辨ノ件(文書表第二二二二號、第二二二三號、第二二二四號、第二二二五號、第二二二六號、第二二二七號、第二二二八號、第二二二九號、第二二三〇號、第二二三一號、第二二三二號、第二二三三號、第二二三四號、第二二三五號、第二二三六號、第二二三七號、第二二三八號、第二二三九號、第二二四〇號、第二二四一號、第二二四二號、第二二四三號、第二二四四號、第二二四五號、第二二四六號、第二二四七號、第二二四八號、第二二四九號、第二二五〇號、第二二五一號、第二二五二號、第二二五三號、第二二五四號、第二二五五號、第二二五六號、第二二五七號、第二二五八號、第二二五九號、第二二六〇號、第二二六一號、第二二六二號、第二二六三號、第二二六四號、第二二六五號、第二二六六號、第二二六七號、第二二六八號、第二二六九號、第二二七〇號、第二二七一號、第二二七二號、第二二七三號、第二二七四號、第二二七五號、第二二七六號、第二二七七號、第二二七八號、第二二七九號、第二二八〇號、第二二八一號、第二二八二號、第二二八三號、第二二八四號、第二二八五號、第二二八六號、第二二八七號、第二二八八號、第二二八九號、第二二九〇號、第二二九一號、第二二九二號、第二二九三號、第二二九四號、第二二九五號、第二二九六號、第二二九七號、第二二九八號、第二二九九號、第二三〇〇號)

- 九 號、第二五一一號、第二五一八號乃至第二五二一號、第二五四〇號乃至第二五四四號、第二六〇九號(直接總會)
- 一〇 義務教育費國庫支辨ノ件(文書表第二四六四號、第二五三八號)(直接總會)
- 一一 東京高等蠶絲學校昇格ノ件(文書表第二五四七號乃至第二五九六條)(直接總會)
- 一二 私立中學校並高等女學校國庫補助ノ件(文書表第一九三八號)
- 一三 盲啞教育令發布ノ件(文書表第二〇六四號)
- 一四 盲啞教育令發布ノ件(文書表第二二四七號)
- 一五 濱松驛、辰野驛間(遠信鐵道)鐵道敷設ノ件(文書表第二二五八號)(直接總會)
- 一六 五條、新宮間鐵道敷設速成ノ件(文書表第一八三二號)
- 一七 戰傷、公傷ノ將校、下士官、兵卒中軍人恩給法第九條該當者國有鐵道(連絡汽船ヲ含ム)無賃乗車ノ件(文書表第一八七七號、第二〇五六號)
- 一八 郡家、八鹿間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二〇四四號)
- 一九 堀江、松山市間鐵道敷設ニ關スル件(文書表第三一三〇號)
- 二〇 下關、萩間鐵道敷設工事ノ件(文書表第二二一五號)
- 二一 宮崎町、福島間(日南東部線)鐵道敷設速成ノ件(文書表第二二一七號)
- 二二 新入貨物驛普通貨物取扱ニ關スル件(文書表第二二四一號)
- 二三 荒神原停車場新設ノ件(文書表第二二四三號)
- 二四 白濱村、北條驛間鐵道敷設ノ件(文書表第二二四六號)
- 二五 鹿兒島、揖宿、枕崎間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二二五四號)
- 二六 掛川町、大井町間(遠美線)鐵道敷設速成ノ件(文書表第二二五六號)
- 二七 今市、三次間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二四二〇號)
- 二八 四日市、敦賀港間(勢江線)鐵道敷設速成ノ件(文書表第二四三三號、第二四三三號)
- 二九 杉田村ニ停車場新設ノ件(文書表第二四三五號)
- 立町信號所(中央線)ヲ停車場ニ改設ノ件(文書

表第二四四九號)

- 三〇 帶廣驛、苫小牧間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二四五五號)
- 三一 末恒村ニ停車場新設ノ件(文書表第二四六二號)
- 三二 上ノ山驛、白石驛間並白石驛、中村驛間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二四九七號)
- 三三 桃谷停車場設備變更ノ件(文書表第二四九八號)
- 三四 上伊集院村ニ簡易停車場新設ノ件(文書表第二四九九號)
- 三五 松阪驛、櫻井驛間鐵道敷設速成ノ件(文書表第二五九七號)

○委員長(植場平君) 開會ヲ致シマス、例ニ依リマシテ一分科ヨリ順次御報告ヲ願フコトニ致シマス

○齋藤鷲太郎君 一分科ノ成績ヲ御報告致シマス、一分科ノ第一、第二、第四、第五、此四件ハ何レモ既ニ先キニ採擇サレタ歴史ノアル請願、若クハ相當ノ理由アル請願デアリマシテ、審議ノ結果採擇スルト云フコトニ決シテ、デアリマス、第六、八、九、是ト頗ル類似ノ趣旨ノ請願ヲ政府參考送付シテ送付スルコトニ決シタリデアリマス、第七ハ先キニ採擇シタル先例ノアル請願デアリマシテ、矢張分科會モ採擇ト云フコトニ決シマシタ、第八ハ一面多少ノ理由ナキニシモ非ズ、デスケレドモ、此都市等ニ於ケル貸家業者ノ所得ヨリ所得稅ヲ免除スル、是ハ一面理由ナイモノ、ヤウデ、是亦參考送付ト云フコトニ決定シマシテ、第九ハ丁度紹介議員ガ當日御見エニナラナカッタノデ、詳細ナル紹介議員ノ說明ヲ聽クコトヲ得ナカッタノハ、非常ニ遺憾デアリマシタガ、免モ角多少ノ理由アリト認メマスカラシテ、參考送付ト云フコトニ決シマシタガ、尙ホ是ハ本日紹介議員ガ御出ニナッテ詳細說明ガアルト云フコトデアリマスカラ、ドウゾ之ヲ然ルベク總會ニ於テ御審議ヲ願ヒタイト思ヒマス、第十八、九、採擇シタコトノアル請願デアリマシテ、分科會モ採擇ト云フコトニ決シマシタ、右報告ニ及ビマス

○委員長(植場平君) 今御報告ノ第九ハ、請願ノ紹介議員ハ御出デアリマスカ

○砂田重政君 私ハ第九ノ紹介ヲ致シマシタ、燐寸原料課稅反對ノ請願デアリマス、是ハ申ス迄モアリマセウガ、燐寸ハ日本ノ支那、南洋ニ對スル輸出品中ノ最も重要ナル物デアリマシテ、殊ニ近來ハ支那ニ於ケル燐寸業ガ非常ニ發達ヲ致シマシテ、一昨年迄ハ支那内地ニ燐寸ノ製造工場ト云フモノハ殆ド無カッタデアリマス、ソレガ本年ノ初メニ於ケル調査ニ依リマスルト、支那内地ニ於テ既ニ百箇所以

上ノ工場ガ出来マシテ、日本ノ燐寸ト競争スル状態ニナ
リマシテ、其重要ナル輸出品ニ對シテ非常ニ脅威ヲ受ケッ
ツアルノデアリマス、現ニ日本ノ燐寸組合ノ會長ハ其状態
ヲ觀察シテ、支那トノ競争ヲ如何ニシテ今後爲スカト云フ
コトノ爲メニ支那内地ハ調査ニ參テ居ルト云フヤウナ状態
デアリマス、其燐寸ノ原料デアリマスル鹽酸加里、或ハ其他
ノ原料ニ使用シマスル藥品、及包装ニ拵ヘマスル亞鉛板ニ
對シテ、今日ニ於テハ輸入税ノ課スル法規ハ無イノデアリマ
スルガ、聞ク所ニ依リマスルト、或ハ之ニ課税セラルルカモ知
レナイト云フヤウナ噂ヲ聞キマシテ、即チ若シ現在ノ状態ニ
シテ、既ニ支那ニ於ケル燐寸業者ト競争スルニ困難ナ状態
デアルニ拘テ、更ニ此ノ原料ニ課税ヲサレト云フコトニ
ナリマシテハ、到底支那ニ於ケル現在ノ状態ト競争スルノ不
可能ニ陥ル有様ニナツテ居ルノデアリマス、願クハ此原料ニ
對シテノ課税ノ無イヤウニ願ヒタイ、斯ウ云フ意味デ此請願
ヲ提出致シテ次第デゴザイマス、私ト坪田十郎君トノ紹介
ニナツテ居リマスガ、殊ニ燐寸ハ此兵庫縣ニ於ケル最も重要
ナル物産デアリマシテ、是ハ殆ド兵庫縣ニ於ケル細民ノ一般
内職事業トシテ、最も重キヲナシテ居ルモノデアリマス、此事
業ノ盛衰ハ番ニ輸出上ノ損失ヲ招クノミナラズ、一面ニ於
キマシテハ、兵庫縣ニ於ケル細民ノ事業ノ大部分ヲ失フト
云フ虞ノアル問題デアリマシテ、洵ニ重要ナモノデアリガ、現
在ニ於テ課セラレテ居ルモノヲ撤廢ノ願フト云フ意味デナ
クシテ、若シ之ニ課税ヲサル、コトノ無イヤウニ願ヒタイト云
フ意味デゴザイマス、其邊ノ事情ヲ御酌取ノ上是ハ御採擇
ニナルヤウニ御願ヲ致シタイト思ヒマス

○委員長(植場平君) 齋藤君ニ一寸御伺ヒマスガ、此第
九ニ就テハ政府ノ意見ヲ御聽取リニナリマシタノデアリマス
カ

○齋藤鷲太郎君 政府ノ意見ハ徵シテ居リマセヌカ……
○木村清三郎君 本件ハ曩ニ分科會ニ於テ、紹介議員ノ
御説明ガ無イ爲ニ參考送付ニナツテ居ラノデアリマスガ、主
査ノ御報告ニナツテ通リデアリマスガ、只今紹介議員ノ詳細
ナル御説明ヲ拜聽致シマシタニ就キマシテハ、本件ハ採擇ニ
スル方ガ相當ダラウト思ヒマスカラ、採擇ニ贊成致シマス

〔贊成〕贊成ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 第九ノ參考送付ト云フ分科會ノ
決定ヲ、採擇ニシタイト云フ木村君ノ御動議ハ、御贊成ガア
ルヤウデアリマス、サウ致シマス、主査ノ御報告ノ中デ第九
ノ參考送付ト云フノ採擇ニ改ムルダケデ、一括シテ決定
致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ第九ノ參考送付ガ採擇ニ

改リマシタケケデ、他ノ案ニ就キマシテハ主査御報告ノ通り
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ第一分科會ノ所管ハ、只
今主査ノ御報告ニナリマシタ分ハ、總テ決定致シマシタ、第
三分科會、第三分科會ヲ經マセヌデ、總會ニ直接御審議
ヲ請フノデアリマスルガ、此案件ハ既ニ同種類ノモノガ政府
參考トナツテ居リマスガ、政府參考送付ト云フコトニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ其通り決定致シマス、次ハ
第二分科ノ御報告ヲ願ヒマス

○吉良元夫君 第二分科ノ報告ヲ致シマス、第一仁徳神
宮奉齋ノ件、第二明治紀念日本大公園國立ノ件ハ採擇ニ
決シマシタ、第三太陽層履行ノ件ハ是ハ參考送付ニ決シマ
シタ、第四、第五、第六ハ直接總會、第七ハ參考送付ニ決シ
マシタ、第八ハ採擇ニ決シマシタ、第九ハ採擇ニ決シマシタ、
第十ハ採擇ニ決シマシタ、第十一モ採擇ニ決シマシタ、第十
二ハ是ハ參考送付ニ決シマシタ、第十三ハ是ハ直接總會ニ
ナツテ居リマス、第十四ハ採擇ニ決シマシタ、第十五治安警
察法中改正ノ件、是ハ審議ノ結果不採擇ニ決シマシタ、第
十六、第十七ハ直接總會第十八、第十九、第二十是ハ共
ニ關聯シテ居リマスル問題デアリマスルガ、其精神ハ甚
ダ嘉スベキコトデアリマスケレドモ、直チニ採擇ト云フコトモ
面白クナイト云フノデ、參考送付ニ致シマシタ、第二十一ハ
採擇ニ決シマシタ、第二十二ハ丁度斯ウ云フヤウナ同種ノ
案ヲ此前參考送付ニ決定致シテ居リマスカラ、矢張參考送
付ニ決シマシタ、第二十三、第二十四ハ直接總會、以下二
十五、二十六、二十七、二十八、二十九、共ニ採擇ニ致シマ
シタ、以上御報告申上ゲマス

○委員長(植場平君) 只今主査ノ御報告ノ全部ヲ議題
ニ供シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 然ラバ議題ニ供シマス

〔主査御報告ノ通り可決確定アラシコトヲ希望シ
マス〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 主査御報告ノ通り御異議アリマ
セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ其通り決定致シマス、第二
分科ノ所管ニ屬スルモノデ、日程ノ第四、第五ハ、同種類ノ
請願ヲ政府參考トシテ即ニ決定シテ居リマスカラ、同様ニ
政府參考ニ致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ其通り決定致シマス、第
六、是ハ既ニ先例ニ採擇ニナツテ居リマスガ、御異議アリマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ其通り決定致シマス、第十
三、第十六、是ハ參考送付トシテ既ニ決定シテ居リマスカラ、
矢張其通り決定致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 其通り決定致シマス、第十七、是モ
同種類ノモノガ既ニ採擇ニ決定シテ居リマスカラ、其通り決
定致シタイト思ヒマスガ……

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 其通り決定致シマス、二十三、二十
四、二十三ハ同種類ノモノガ政府參考トシテ決定致シテ居
リマスシ、二十四ハ採擇ニ決定致シテ居リマスカラ、矢張前
例ニ依ツテ其通り決定致シタイト思ヒマスガ、御異議アリマ
セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) 其通り決定致シマス、次ハ第三分
科ノ御報告ヲ願ヒマス

○伊坂秀五郎君 第三分科ノ分科會ノ成績ヲ報告致シ
マス、第一ヨリ第十八迄ニ至ル各件ハ、郵便、電信、電話ノ
新設擴張ニ關スル請願デアリマス、孰レモ産業開發ノ上ニ
於テ、又地方文化ノ促進ノ上ニ於テ必要ナ請願ト存ジマシ
テ、全部採擇スルコトニ致シマシタ、右御報告致シマス

○委員長(植場平君) 主査ノ御報告ニ御異存ゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ第三分科所管ノ分ヲ全部
主査ノ御報告通り決定致シマシタ、第四分科所管ノ御報
告ヲ願ヒマス

○菊川惣吉君 第四分科會ノ成績ヲ御報告致シマス、日
程ノ一カラ六迄ハ審議ノ結果採擇スルコトニ決シマシタ、尚
ホ十一カラ十五迄是モ採擇ニ決シマシタ、第十六ハ政府參
考送付ト云フコトニ決シマシタ、第十七ハ是モ採擇スルコト
ニ決シマシタ、十八ハ不採擇ト云フコトニ決定ヲ致シマシタ、
十九カラ三十五ニ至ル各件ハ總テ採擇スル理由ハ、此鐵道
敷設ノ請願ハ紹介議員ハ門屋君デアリマシテ、三月二日ノ
分科會ニ於キマシテ、詳シク紹介議員トシテ説明致サレマシ
タ、當時委員中カラ致シマシテ、西條、松山間鐵道豫定線
一部變更ニ關スル建議案ガ本會ニ提出ニナツテ居リマス、提

出者ハ成田榮信君外五名、賛成者ハ三十四名ノ署名ヲ以テマシテ建議案ガ提出ニナリテ居リマスガ、此建議案ガ通過致シマスト云フト、此堀江、松山市間ノ分ハ敷設スルノ必要ヲ認メナイト云フ理由カラ、三月二日ノ會ハ延期ト云フ説ガゴザイマシテ、延期致シタ次第ゴザイマシマスガ、三月九日ノ會議ニ於キマシテ、既ニ研究ノ結果最早是以上延期スルノ必要ヲ認メナイノデアリカラ、本日決定ヲスルヤウニト云フ請求ガゴザイマシテ、主査ト致シマシテハ、紹介議員ノ御請求モゴザイマシテ、延期ノコトニ致シタイト云フ希望ヲ持テ居リマシタノデアリマスケレドモ、多數ノ請求ノ爲メニ付議スルコトニ致シマシテ結果、矢張此西條、松山間鐵道豫定線一部變更ト云フ件ガ通過スレバ宜シノデアリマスカラ、此日程十八ノ分ハ不採擇ト云フコトニスル方ガ可デアリ説ガ出マシテ、採決ノ結果多數ヲ以テ不採擇ト云フコトニ決定致シタ次第デアリマス、其他ハ十六ノ參考送付ヲ除外全部採擇致シタ次第デアリマス

○委員長(植場平君) 只今主査ノ御報告ニナリマシタ全部ノ議題ニ供シマス

○坂本素魯哉君 此十四ハ直接總會ニナリテ居リマスノヲ、分科會ヲ御決定ニナリテ居ルヤウナ御報告ガアリマシタガ...

○委員長(植場平君) 只今主査ノ御報告ノ中ニ、第十四モ既ニ分科會ヲ御決定ニナリテ居ルヤウナ御報告ガアリマシタガ是ハ誤リテ、十四ハ直接總會ニナリテ居リマスカラ、主査ノ御報告ノ中カラ取消スコトニ致シマス、門屋君ハ先刻御通告ガアリマシタガ此場合ニ...

○門屋尚志君 私ハ本來地方的ノ事件、ニ關シマシテ、免ヤ角ト言論スルコトハ餘リ好ミマセヌ所デアリマスガ、今日ハドウシマシテモ、今議題ニ上リテ居ル中デ第十八、之ニ對シテ一寸愚見ヲ開陳シマシテ、賢明ナル委員長ノ御判斷ヲ願ヒ、又公明正大ナル諸君ノ御審議ヲ請ヒタイト思ヒマス、貴重ナル時間ヲ費シテ甚ダ恐縮デアリマスガ、暫ク御聽取リテ願ヒマス、元來本請願ハ只今主査ノ御報告ニナリマシタ通り、九日ノ分科會ニ於キマシテ、不採擇ト云フコトニ決定致シタノデアリマスガ、本員ハ此分科會ニ於ケル成行ヲ概略シテ報告セネバナラヌノデアリマス、元來本請願ハ是ガ二日ノ會議ニ上リマシタカラ、私ハ紹介議員トシテ其概略ノ說明ヲ致シマシタ所ガ、其時ニ岡田君ガ之ニ對シテ政府當局ノ意見ヲ聞カレマシタ、ソレニ續イテ若林君ノ本案ニ對スル御質問ガアリマシテ、結局岡田君ハ參考送付ノ希望ガアツタ所ガ、若林君ハ本請願ニ關係シテ居ル所ノ、成田榮信君外五名ヨリ、西條、松山間鐵道豫定線一部變更ノ建議案ガ出テ居ルカラ、其關係カラシテ其建議ノ決定スル迄、即チ其結

果ヲ見ル迄延期シタイトノ御意見ガ出マシテ、結局採決シタ結果ガ、條件附テ延期ノ決議ヲ致シタノデアリマス、是ハ速記ニモ載リテ居ルカラシテ、或ハ既ニ御承知デアラウト思ヒマス、今ノ成田案ナルモノハ、今日ニ至ル迄本會議ニ上程サレテ居リマセヌ、然ルニ九日ニナリテ、第四分科會ニ於テ本請願ノ審査スルカラト云ウテ、主査カラ御通知ヲ受ケマシタカラ、私ハ主査ニ對シテ、本請願ハ成田案未確定ノ間ハ當然延期スベキ成行トナリテ居ルカラ、是非延期ヲ希望スルト申シマシタ所ガ、主査ハソレニ御同意ニナリテ、デアリマス、私ハ其儘本會議ニ出席シマシタガ、途中デ給仕ガ呼ビニ來マシタカラ、委員會ニ出席シテ見マシタ所ガ、既ニ不採擇ト決定致シタ後デゴザイマシタ、私ハ果敢トシタ許リデアリマシタガ、當日ノ速記ハ未ダ配布ニナリテ居リマセヌカラ、其内容ノ詳細ハ一寸分リマセヌガ、只今主査ノ御報告ガ大體ハ承知シタノデアリマス、前回ニ延期ト決定シタモノ、而モ其條件トナリテ居ル成田案ノ何等決定ヲ見ヌノ、次回ニ於テソレガ不採擇ト云フ結果ヲ見タト云フコトハ、本員トシテ甚ダ遺憾ト考ヘルノデアリマス、ソレコトハ、今日はカラ本請願ノ趣旨ノ概略ヲ申上テ、皆様ノ御審議ヲ仰ギタイト思ヒマス、元來此頃ノ如ク莫大ナル豫算ヲ要スル我帝國トシマシテ、此國有鐵道ノ敷設ナンカ就キマシテハ出來得ル限り經費ヲ節減シ、而モ各鐵道線路ノ速成スルコト云フコトハ、吾、一般國民ノ熱望スル所デアリマス、此四國循環鐵道ノ如キモノハ、其目的ヲ達成スル爲メニハ、其經由スル所ノ線路ノ如キハ出來得ル限り公平ニ、國家的ノ見地ヲ以テ經由線ヲ選定シテ、サウシテ畫策スルト云フコトガ最も必要ナルコト、思フノデアリマス、其畫策ノ第一歩トシマシテハ、先ツ第一ニ工事ノ難易ト云フコトヲ見ル必要ガアルト思ヒマス、ソレコトヲ今紹介ニ掛カル請願ノ趣旨ハ、堀江村カラ松山市迄直通スル所ノ鐵道線路ヲ造ラテ貫ヒタイト云フ請願デアリマス、而シテ今建議ニナリテ居ル成田案、堀江村カラ高濱港ヲ經テ松山市ニ至ル鐵道トハ、三角形ノ二邊ノ關係ニナル、サウシテ堀江カラ松山市ニ行ク線路ハ、其工事ニ就テモ、堀江村カラ松山市ノ間ヲ連接スルニドモ、三津ヶ濱ノ方ノ線路ヲ取ラウトスレバ、大山寺へ出テ參リマスノ、隧道ヲ拵ヘナケレバナラヌ、故ニ堀江カラ松山へ直通スルノ最モ簡易ナル、四國循環鐵道ニ於テハ、堀江松山間ノ線路ガ容易クシテ經費ノ少ナイコトハ確信シテ居リマス、其工事ノ速成スルニ至ラズ、三津ヶ濱港ヨリ松山へ直通スル方ガ、速成スルコトハ多辯ヲ要サヌノデアリマス、前申シマス通り三角ノ二邊、一邊ニ於ケル關係デアリマスカラ線路ノ長短ニ於テモ堀江、松山間ハ五哩、堀江三津ヶ濱間

ハ約八哩、サウ云フヤウナ徒ラニ長距離ヲ迂回シナケレバナラヌコトニナル、元來此設計ハ少クモ豫算ノ都合ガアリマスノ、既ニ豫定シタル線路ニ對シテ大體豫算ヲ立テテ、サウシテ四國循環鐵道モ測量ニナリテ居ル今日、三津ヶ濱ヲ迂回スルノハ、其豫算ヲ無視スルコトニナルト思フ、假ニ三津ヶ濱ノ方ニ迂回スルノガ適當デアルトスレバ、其線路ヲ保管スル、或ハ維持スルニ於テモ、莫大ナル費用ガ忽チ必要ルコトニナル、ソレニ關聯シテ運賃ノ問題モ起リマスガ、御承知ノ通り乘客ハ國有鐵道ガ一哩ニ二錢五厘、三哩ニナレバ七錢五厘、故ニ此方ハ片道八錢、往復十六錢、餘計乘客賃ヲ拂ハナケレバナラヌノミナラヌ、其間ニハ、非常ニ澤山ノ時間ヲ冗費シナケレバナラヌ、ソレハ乘客問題デアリマスガ、貨物ノ運賃モ之ニ準ジテ餘計ニ要スルノデアリ、サウシテ鐵道ト港灣トノ關係ト云フコトハ、最も必要デアリマスガ、港灣ハ高濱港ト三津ヶ濱ト一ツアリマス、高濱港ハ申ス迄モナク汽船ノ碇泊スル港デアリ、三津ヶ濱ハ帆船ガ碇泊スル、サウシテ高濱港ニハ汽船ガ澤山ニ來テ、汽船會社ト鐵道トノ關係ガ完全ニ出來テ居リマスケレドモ、三津ヶ濱ニハ全然蒸汽船ハ入ラヌト云テ宜イ位デ、四五十噸ノ蒸汽船ガ一日二三回位入ルノミデアリ、ソレデ鐵道ト港灣トノ關係ヲ圓滑ニシヤウトスレバ、此四國循環鐵道ノ支線ヲ堀江カラ松山へ直通サセテ、松山カラ高濱及三津ヶ濱ノ線路ヲ經營スルノガ當然デアリ、現在既ニ松山、高濱間ハ輕便鐵道ガアリマス、伊豫電氣鐵道株式會社ガ經營シテ居ル、其鐵道線路ガアルニ拘ラズ、更ニ堀江カラ三津ヶ濱へ迂回スル所ノ眞ノ迂回ナル線路ヲ取ルト云フコトハ、最モ策ヲ得、モノデアナイト私ハ確信スル、言換ヘレバ鐵道ト港灣トノ連絡ヲ付ケル上ニ於テモ策ヲ得タルモノデハナイ、成田案ハ堀江カラ高濱港ニ直通サセル案デ、三津ヶ濱ト堀江ノ間ハ今申ス通り隧道ヲ造ル、而シテ非常ニ迂回線ニナル、此間ノ乘客或ハ貨物ハドウカト云フト、殆ド無イ、貨物モ御客サンモ殆ド無イ、ソレハ過去ニ於テ澤山證據立テル實例モアリマスガ、今詳シクハ申シマセヌケレドモ、堀江、三津ヶ濱間ハ殆ド線路ノ必要ヲ認メナイ、現在縣道ノ稍、見ルベキモノガ通ジテ居リマスガ、此間ハ人間モ馬モ牛モ殆ド通ルコトハ稀レデアリマス、此間ノ線路ハ殆ド不必要ト斷言スルコトヲ憚ラヌノデアリマス、要スルニ四國循環鐵道線ノ今治、松山、八幡濱、此間ニ松山ト云フ線ガ豫算デアレルコトニナリテ居ラヌ、三津ヶ濱ヲ今進ンデ急イデ迂回サセル必要ハ認メマセヌ、而モ沿道ノ町村民及町村會、町村長ノ如キ、其大部分ハ此迂回線ニ反對シテ居ルノデアリ、唯ダ三津ヶ濱ノ者ノ、其迂回線ヲ最近熱望シテ來タ有様デアリマスカラ、私ハドウ考ヘテモ政府當局ノ意見ヲ聽ク必要ハナイ、既ニ當局モ斷然斯

ウ云フヤウナ迂回線ヲ取ル必要ナキノミナラス、松山、堀江ヲ
結付ケル線路ノ方ガ宜イト云フ御意見ノヤウデ、斯ウ云フ
工合デアリマスカラ、第一回ノ委員會ニ於テ參考送付ノ意
見ガ出テ居ルノガ、俄然トシテ不採擇ニナタトシテコトハ、
私ハ其真相ガ分ラヌ、委員會ニ於テ參考送付トシテ可決ス
ベク決定シテ居ルノヲ、引續返シテ不採擇ニセラレタ、而モ
多數デ不採擇ニナタトシテコトハ、甚ダ穩當ヲ缺イテ居ル
ト思ヒマスカラ、貴重ナ時間ヲ費スコトハ恐縮デアリマス
レドモ、爰ニ意見ヲ述ベテ諸君ノ公平ナル御審議ヲ仰グ次
第デアリマス

○伊坂秀五郎君 門屋君ノ熱心ナル御議論ヲ拜聽シテ
敬服致シマシタ、此松山、堀江間ノ本請願ニ關スル鐵道敷
設ノ件ハ、既ニ一方——私ハ此邊ノ地理ヲ能ク知リマセヌ
ガ、堀江、今治ノ建議モアルヤウデアリマス、政府ノ未成線ト
シテ松山ヨリ堀江ヘ通ズル線モアルヤウデアリマス、更ニ門
屋君ノ一層短縮シヤウト云フ、急速ニ敷設シヤウト云フ三
ツノ線ガアルヤウニ拜聽致スノデアリマス、此建議ノ線路ニ
就テモ、色々迂回スルニ就テハ迂回スベキ相當ノ御理由ガ存
スルコト、思ヒマス、又先刻ノ政府ノ反對スルト云フ論モス
ルノデアリマス、故ニ直チニ此處デ即決スルヨリモ、政府ニ參
考トシテ送付スル、而シテ研究シテ最善ヲ盡サシムルト云フ
コトニ致シタイト思ヒマス、仍テ政府ニ參考トシテ送付スル
ト云フ動議ヲ提出致シマス

○河上哲太君 此線路ニ就キマシテハ、私モ建議案提出
者ノ一人ト致シマシテ、又此地方ノ狀況ニ就キマシテハ、私
ハ門屋君ヨリ二三年前カラ研究シテ居リマスシ、地方カラ
頼マレテ居ル關係モアリマスカラ、一言申上ゲマシテ地方及
皆様ノ誤解ヲ解イテ置キタイト思ヒマス、門屋君ハ其處ニ
廻セバ迂回スルカラ非常ニ遠イト云フヤウナ御話ガアリマシ
タガ、元來四國循環鐵道ノ如キモノハ、其性質トシテ幹線ノ
性質ヲ持テ居ルモノデアリマセヌ、所謂地方線ノ性質ヲ
持テ居ルモノデアリマシテ、大阪、東京間ト云フヤウナ大キ
ナ中心地ヲ、如何ニシテ早く結付ケルカト云フヤウナ意味ヲ
持テ居ルモノデナイ、若シ非常ナ不便サヘナケレバ、迂回ス
ルコトモ鐵道ノ性質ソレ自身カラ見テ惡イコトデハナイノ
デアリマス、現ニ此松山、西條間ノ案ガ此議會ニ出マシテ、サ
ウシテ決定致シマストキニ、私ガ今治ノ傍ニ波止濱ト云フノ
ガアル、其處ヲ廻ルト一二哩近クナル、波止濱ハ今治ノ避難
港デアルト云フコトニ就テ、其點ヲ鐵道院ニ御話ヲシタ所ガ、
ソレハ懇談トシテ當時速記録ニハ載テ居リマセヌガ、其事
ハ當然地方線ノ性質トシテ考ヘル必要ガアルト云フコトデ
アリマシテ、迂回スルコトハ必シモ鐵道ノ上カラ、此線路ノ性
質ノ上カラ惡イコトデハナイト思フノデアリマス、ソレカラ高

濱、堀江、松山間デ、三津濱ヲ迂回スルコトニ就テハ、其間
ニ何等ノ貨物モナク、若クハ客モナイカラト云フヤウナ御説
モアリマシタケレドモ、誰モ其間ニ客ガアルカラトカ、何トカ云
フコトデ、此線ヲ廻スト云フノデアリマセヌ、愛媛縣ノ中心
トシテハ松山デアルト云フコトハ、門屋君ガ仰セナラナクテ
モ、吾、デモ鐵道院當局者ト雖モ、松山ヲ中心トシテ考ヘル
コトハ當然デアリマス、此松山ヲ中心トシテ、如何ニシテ海
ニ便利ニ出ラレルカ、若クハ他ノ地方カラ入テ來ルモノヲ、
如何ニシテ早く海ニ運ビ、運賃ノ廉イ船ニ積ムカト云フコト
ガ、主トシテ考フベキ點デアル、デ堀江ト云フコトハ、堀江モ
一ノ港デアリマスケレドモ、三津濱濱及高濱ハ既ニ地方トシ
テハ稍、完全ナル設備モ出來テ居ル港デアリマシテ、明日カ
ラデモ早速使ヘル便利ノ處デアル、距離ノ上カラモ、時間ノ
上カラモ驕グ程ノ問題デアリ、又鐵道院ノ方ノ説明ヲ聞
キマス、彼處ニ大山ト云フ山ガアル、其山ヲ掘ルコトモ、サ
ウ困難ナ事デアリナイト云フコトデアル、デアルカラ、私ノ聞キマ
シタ範圍デハ、鐵道院モ經費及時間ノ點ニ於テハ何等ノ異
論ハナイ、唯ダ爰ニ問題トナシテ居リマスノハ、門屋君ハ能ク
御承知ガナイカ知レマセヌガ、松山地方デ反對ヲシマス一ノ
點ハ、若シ三津濱ニナリマシタナラバ、鐵道ノ「カーブ」ノ關
係カラ致シマシテ、松山市ニ不便ノ處ニ驛ヲ置カネバナラヌ
ト云フコトニナル、此點ニ就テ松山市ノ諸君ノ御心配ハ御
尤ト思ヒマスケレドモ、ソレガ一ノ誤解ノアル所デアリマシテ、
門屋君ハ仰シヤラナイデモ、鐵道トシテハ決シテ松山市ノ便
宜ヲ無視シテハ出來ナイ線路デアリマスカラ、若シ松山市ニ
取テ不便ノ處ニ驛ガ出來ルヤウナ事デアリマシタナラバ、是
ハ三津濱濱ガ如何ニ便利デアラデモ出來ルモノデナイ、此
事ニ就テハ私ハ二三年前カラ研究シテ居ルノデアリマス、
門屋君ハ急ニ問題ガ起タト云フヤウナ御話デアリマシタケ
レドモ、私ハ三年前カラ研究シテ居リマス、而シテ此豫定
線ハ鐵道省トシテ最後ノ決定ヲセラレルノハ、尙ホ一二年
後ノコトデアリマスカラ、是ハ餘ホ比較研究ヲ致シマシテ、
完全ノ上ニモ完全ヲ圖リ、便宜ノ上ニモ便宜ニナルヤウニ計
畫スルコトニ致シマシタナラバ、所謂錦上華ヲ添ヘテ、地方
的鐵道ノ性質ヲ最モ能ク發揮スルコトガ出來ヤウト考ヘマ
ス尙ホ又成田君ノ案ニ對シテ私ガ贊成ヲ致シタノモ、サウ云
フ意味デアリマスカラ、皆サンノ御意見ニ依リマシテ此案ハ
不採擇ニナルカ、參考送付ニナルカ存ジマセヌガ、私ハ門屋
君ノ言ハレルコトニハ、非常ニ誤解ガアルト云フコトダケヲ申
上ゲテ置キマス

○福井甚三君 只今議題ニナテ居リマス第四分科ノ總
體ニ就キマシテハ、先刻ノ主査ノ報告ニ私ハ贊成ヲ致ス者
デアリマス、サウシテ此日程十八ノ問題ニ對シマシテハ、先程

門屋君ヨリ條件附云々ト云フ御話モアリマシタガ、只今速
記録ヲ調ベテ見マスト、敢テ條件附延期ヲシタノデハナイ、
即チ建議モ出テ居ルカラ、其建議ノ決定スルマデ本會ハ延
期ヲスルガ宜カラウト云フコトダケデアリマシテ、決シテ條件
附延期デアリナイ、次ハ過日ノ分科會ニ於キマシテハ、只今多
數云々ト云フ御話モアリマシタガ、決シテサウデハナカッタノ
デアリマス、其時ニ議場ノ方ニ御出デニナテ、其席ニ居ラレ
ナカッタノデ、態々本會ニ使ヲ出シテ御出席ヲ願フ決議ヲ致
シタ譯デアリマス、デ本案ニ就キマシテハ、只今河上君ヨリ
申サレル如ク、又一方建議モ出テ居ル次第デアリマス、サウ
シテ本件ニ就テハ紹介議員ヨリ説明モ聽キ、政府ノ意見モ
確メタ上分科會決定ニナタノデアリマスカラ、私ハ主査
報告ノ通りニ贊成致シマス

○門屋尚志君 一寸河上君ニ誤解ガアリマスカラ、一應
御話シテ置キタイト思ヒマス、河上君ハ二三年前以來研究シ
テ居ルト云フコトデアリマスガ、私ハ二十年以來研究シテ居
リマス、サウシテ私ハ地方ノ者デスカラ、河上君以上ニ地方
ノ事情ヲ知テ居ルト確信シテ居リマス、而シテ斯ウ云フ問
題デ議論ヲシタクハナイノデスケレドモ、今實例トシテ今治
カラ波止濱ノ方ヘ迂回線ヲ出スコトニ、豫定線ガ定テ居ル
ト云フ御話ガアリマシタカラ、其御話ト此堀江カラ三津濱
ニ迂回線ヲ出スコト云フコトハ、非常ニ話ガ違フノデアリマス、
經費ノ點ナドハ問題ニナラナイト云フコトデアリマスガ、是ハ
非常ニ考慮ヲ要スル大問題ト思ヒマス、經費ト云フコトハ、
此國費多端ノ際豫算以外ニ澤山ノ經費ヲ費シテ、而モソ
レガ採ルベカラザル策デアルト云フコトニナリマシタナラバ、殆
ド國ノ政策ト言ヘナイト私ハ思ヒマス、今ノ御話ニ依ルト、堀
江ト云フモノヲ松山ノ港ニスルヤウナ御話ガアリマシタガ、決
シテサウデアリマセヌ、堀江ヲ經由スル所ノ一ツノ驛ニ過
ギナイ、サウシテ松山ノ港ヲ三津濱濱ノ港デアリナイ、ソレハ乘
客ノ上カラ見テモ、出入ノ貨物ノ高ヲ統計的ニ御覽ニナレ
バ直グ分ルノデ、三津濱濱ハ松山ノ港デアリナイ、大貨物、大乗
客ハ皆高濱カラ乗下シテ居リマスカラ、高濱、三津濱濱ヲ是
非トモ併用シナケレバナラヌ、松山カラ三津濱濱ニ迂回線
ヲ造ルナラバ、ソレヲ延長シテ一哩四方ニアル高濱マデ持テ
行カナケレバナラヌ、河上君ハ能ク知テ居ルコトダラウト思
ヒマスガ、松山市ヲドウ云フ所ニ驛ヲ設ケルト云フ問題デハ
ナクシテ、是ハ國有鐵道ノ性質トシテ冗費ヲ省キ、一日モ早
ク所謂四國循環鐵道ヲ速成セシムルト云フコトガ、目的デ
アルト確信シマスガ、今河上君ノ御話デハ何ダカ錦上華ヲ
添ヘルトカ仰シヤラレルガ、ソレデハ冗費ノ上ニ冗費ヲ上セ
ルモノデアル、三津濱濱ヲ迂回シテ高濱ニ延長スルト云フコ

トハ、事實ヲ知シテ居ル者ハ、速成ニ賛成スル所ノ沿道ノ町
村住民ハ皆私ノ言フコトニ裏書きシテ居ルノデ、是非トモ是
ハ御採擇ニナルカ、或ハ建議案ガ出ルト云フコトデアラカラ、
參考トシテ御送付下サルヤウニナレバ本員ハ満足シマス
○委員長(植場平君) 一寸私ニ一言ヲ御許シ願ヒタ
イ...

○岡田伊太郎君 委員長ノ御意見ノアル前ニ私ニ御許シ
テ願ヒタイ一色ト御説ガ出マシタガ、本員ハ分科會ニ於テ
ル主査ノ御報告ヲ信スル者デアリマス、其點カラ申シマス
ト、此場合之ヲ報告ノ通りニナランコトヲ望ムノデアリマス
ガ、只今御話ヲ承テ居リマス、孰レモ御討論ノ局ニ當ラレ
ル方ハ地方ノ御方デアッテ、十分ニ其地方ノ事ヲ御承知デ
アルト云フコトガ前提ニナッテ居リマスヤウデアリマスガ、併
此地方ノ事ニ能ク精通シテ居ラレドケニ、又ソレダケ色
ノ情弊ナドモ纏綿セヌトモ限ラナイ、デ此事ハ私ハ門屋君ノ
先刻來ノ御説中ニ、自分ガ紹介者デアッテケレドモ、紹介ス
ル機會ヲ失テ其儘決メラレタ、斯ウ云フコトハ私ハ最モ御
同情シナケレバナラヌト考ヘラレトカ、或ハ延期ニナルコトヲ
御承知デアアルノカ普通ノ例デアリマスガ、強チソレニ依
テ御同情ヲ一層深クスルコトハ出來マセケレドモ、其時分ニ
ハ一回御出デニナッテ、サウシテ更ニ御出デニナッテ時分ニ決
定サレテ居タト云フ、斯ウ云フコトモ御話デアリマス、是ガ
私最モ同君ニ御同情スルノデアリマスガ、只今ノ御説明中
ニ政府當局ノ説明或ハ意見ナドモ徵スルノ必要ヲ認メヌト
云フヤウナコトヲ御話ニナッテヤウデアリマスガ、若シサウデア
タトスレバ、ソレダケヲ一ツ御取消ヲ願ヒマシテ、サウシテ斯
ウ云フヤウナ事柄ニナッテデアリマスカラシテ、今一應此次
回ニ延期シマシテ、能ク政府ノ意見ヲ徵シマシテ、慎重ニ今
一應審議スルト云フ意味ヲ以テ延期致シマシテ、其延期ス
ルニ就キマシテハ、若シ私ガ聽違ヒデアッたら宜シウゴザイマ
スガ、眞ニ政府當局ノ意見ヲ徵スルノ必要ハナイト云フ御意
見デアッたらバ、ソレヲ御取消シ下サレテ、サウシテ延期致シ
タイト思ヒマス、ドウカサウ云フコトニ諸君ノ御賛成ヲ得マシ
テ、成ベク此事ハ一方ニ建議案モ出テ居ルノデアリマスカ
ラ一併ナガラ私ハ建議案ガ出テ居ルカラシテ、此請願ノ採
否ニ就テ云々スルコトハ餘リ言ヒタクナイ、建議案ハ自ら建
議案ノ委員會ノ權威ヲ以テ決スベキモノデアアル、斯ウ考ヘマス
ガ故ニ、同建議案ノ委員會ニ於テ慎重ニ審議スル、是ダケ
ノ事ニシテ、今一遍次回マデ御延期ヲ願ヒタイト思ヒマス

〔延期賛成〕ト呼フ者アリ
○三浦得一郎君 私ハ只今ノ岡田君ノ意見ニ賛成スル
者デアリマスガ、尙ホ河上君ニ御尋シタイト思ヒマス、ソレハ

三津ヶ濱ニ廻ス云々ト云フコトデアリマスガ、サウシテ三津
ヶ濱モ貨物ガ輻湊シテ居ルト云フコトデアリマスガ、三津ヶ
濱ハ是ハ古來伊豫國ノ古イ港デアアルケレドモ、南風ガ吹ク場
合ニハ、如何ナル船モ碇泊スルコトガ出來ナイ、ソレガ爲メ
ニ近來汽船ガ段々盛ニ泊ルニ連レテ、三津ヶ濱ハ廢港ニ
ナッテ、高濱ノ方ガ本港ニナッテ居ルト云フコトハ事實デアリ
マス、而シテ又其地方ノ發展ノ場合ニモ、高濱ニ對シテ三津
ヶ濱ハ今日比較ニナラナイ、又貨物ノ吞吐ト云フコトニ就
テモ、高濱ノ十分ノ一ニモ足ラヌデアラウト思フ、僅カ帆船
ガ繫留スル位ナラデアリマス、斯ノ如キ廢港同様ノ港ニ、更
ニ鐵道ヲ迂回スル必要ガ何レニアラカト云フ點デアリマス、
ソレヲ御尋シタイト思ヒマス

○河上哲太郎君 只今ノ御話ノ三津ヶ濱ハ、廢港ノヤウナ
御話デアリマスガ、此點ハ門屋君ト雖モ御承知デアラウト思
ヒマスガ、私ノ意見ニ御反對ハナカラウト思ヒマスガ、御話ノ
通りニ愛媛縣ノ港ハ、多クハ風ガアルトカ、或ハ淺イトカ、良
イ港ハナイノデアリマス、三津ヶ濱ノ如キハ其中デ一番手ヲ
入レマシテ、良クナッテ港デアリマス、他ニ立派ナ港ト云フモ
ノハナイ、高濱モ同ジデアリマシテ、高濱ノ如キハ、西ガ吹ケ
バ、此間モ私ガ歸リマス時分ニ難船ヲシカケタ位デアリマシ
テ、高濱モ三津ヶ濱モサウデアリマス、併ナガラ港ノ設備トシ
テハ、縣カラ補助ヲ致シマシテ著々今マダヤテ居リマスシ、廣
高カラ愛媛ニ通ヒマスニハ最好ノ港デアリマス、ソレカラ高
濱ガ出來タト云フコトニ就テハ、私共ハ地方ノ一人トシテハ
決シテ惡イトハ申シマセヌガ、完全ナモノトハ言ヘヌ、ソレデ
將來大計畫ヲスルニハ堀江ノ方ヲ御考ヘニナルコトガ必要
ト思フ、併ナガラ私共ハ寧ろ港ノ點カラサウ云フコトヲ言フ
ナラバ、此港ト云フモノハ駄目デアリマシテ、是ハ今治ト致シ
マシテモ、三津ヶ濱ト申シマシテモ、高濱ト申シマシテモ、總
テ不完全ナ港デアリマシテ、稍、少シ良イ港ト云ヘバ、僅カ
波止濱デアリマス、ケレドモ是ハ極ク小サイ所デ、大キナ汽船
モ入りマセズ、不便ナ所デアリマスガ故ニ、只今ノ連絡ノ避
難港トナッテ居ル位デアリマス、併シテ是ト決シテ完全ナ港
デアリマセヌ、其點ニ於テハ甲乙ハナイケレドモ、今ノヤウニ
三津ヶ濱ガ廢港デアルト云フコトニ就テハ、全然嘘デアアル、サ
ウシテ縣及其他ニ於キマシテモ、何トカシテ以前ノ如キ三津
ヶ濱築港大計畫ヲ立テ置イタナラバ、將來高知カラ松山
間ノ連絡線モ出來マスレバ、九州、四國、中國ノ聯絡港トシ
テ洵ニ惜シイ港デアアルカラ、之ヲ十分元ノヤウニシタイ、斯ウ
考ヘテ居ル所デアリマス、其點ダケヲ何分誤解ノナイヤウニ
願ヒマス

○委員長(植場平君) どうデスカ、延期ニ一動議ノ採決
ヲシヤウト思ヒマスガ...

○伊坂秀五郎君 私モ延期ノ動議ニ賛成ヲ致シマス、前
ニ政府ニ參考送付ト云フ説ヲ出シタ、政府ヲシテ之ヲ研究
サシタラドウカト云フ意味ヲ以テ參考ノ説ヲ出シマシタガ、
諸君ガ更ニ政府當局ト接衝ヲシテ、自ラ之ヲ解決セシムル
ト云フ意味ニ於テ、寧ろ延期ノ説ニ賛成ヲ致シマシテ、參考
送付ノ説ハ撤回ヲ致シマス

○委員長(植場平君) 岡田君ノ尙ホ研究スル爲メニ此十
八ノ日程ヲ延期シタイト云フ動議ニ御異存アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(植場平君) ソレデハサウ云フ意味ニ於テ延期
スルコトニ致シマス、其他ハ主査ノ報告ニ御異存アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(植場平君) ソレデハ主査ノ報告通り決定致シ
マス、殘ル第七、第八、第九、及第十四ハ是迄採擇ニナッテ
居リマスル例ガアリマスカラ、採擇致シテ御異存アリマセ
ヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(植場平君) 其通り致シマス、第十八同様政府
參考送付ニ致シタイト思ヒマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(植場平君) 其通り決定致シマス、本日ノ日程
ハ是デ全ク終了致シマシタ、散會致シマス
午前十一時五十四分散會